

平成24年 3月

外国人留学生の皆さん

国際交流センター

新しい在留管理制度について

標記の件につきまして、7月9日（月）より大幅な変更がある予定ですので、十分ご注意下さい。下記及び別紙の表に、在留資格「留学」の場合の変更点がまとめてありますので、よく読んで下さい。ご不明な点は国際交流センターもしくは入国管理局にお問合せ下さい。

記

■新制度導入日：7月9日（月）（全ての変更は、この日から行われます。）

■変更点

《在留カード》

- ・外国人登録証に代わり、在留カードが入国管理局より交付される。
※現在所有している外国人登録証は、在留期間満了日までは在留カードとして見なされるため、在留カードへの切替は不要。

《再入国許可》

・1年以内に再入国する場合は、再入国許可が不要になる（みなし再入国許可）。ただし、出国時、再入国EDカードに「みなし再入国」の意思表示をし、在留カード（または外国人登録証）を所持している場合に限る。

※在留カード（または外国人登録証）を出国時に忘れた場合は、「みなし再入国」ができないため、再入国許可なしで出国すると、現在所有の在留資格を失う。

- ・出国から再入国まで1年以上が見込まれる場合は、従来どおり再入国許可にて出国する。
- ・現在所有している再入国許可証は、有効期限までそのまま使用可能。

《資格外活動許可》

- ・**パスポートの証印（シール）は従来どおりされ、在留カードにも記載される。**
※現在所有している資格外活動許可証は、そのまま使用できる。

《住民登録》

- ・市区町村で行う。
- ・外国人登録制度が廃止され、外国人にも住民登録制度が適用される。「登録原票記載事項証明書」に代わり、「住民票の写し」が発行可能になる。

《在留期間》

- ・最長「4年3月」になる。その他は、「3月」「6月」「1年」「1年3月」「2年」「2年3月」「3年」「3年3月」「4年」「4年3月」

■入国管理局ホームページ

ホームページ内に、新制度についてまとめたページがありますので、こちらも参考にして下さい。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

赤字部分訂正（平成24年5月）

以上